

令和3年度
税に関する

絵はがきコンクール

宮古法人会会長賞



宮古市立釧ヶ崎小学校
6年 小坂 愛菜 さん

宮古税務署長賞



宮古市立宮古小学校
6年 五十嵐 陽夏 さん

宮古法人会女性部会長賞



宮古市立田老第一小学校
6年 清水川 愛純 さん

令和3年度税に関する絵はがきコンクール(宮古法人会女性部会主催、国税庁後援)が宮古下閉伊管内の小学校6年生を対象に開催され12校より146名の応募がありました。1月28日(金)潮見宏文宮古税務署長、日渡一夫宮古税務署統括国税調査官、高橋伸明沿岸広域振興局県税室長、小林満宮古市学校教育課長及び宮古法人会関係者による審査会が行われ、宮古法人会会长賞以下各賞が決定されました。応募作品は確定申告期間中(4.2.16～4.3.15)宮古合同庁舎4階の確定申告待合ロビーに全作品を展示しました。多数の応募ありがとうございました。

目次

contents

令和3年度税に関する絵はがきコンクール	1～2
行動する法人会	3～6
全国大会	3
税制改正に関する提言活動	4
社会貢献活動	5
会議・講演会・研修会	5
青年部会・女性部会	6
税情報	7～10
トピックス	11

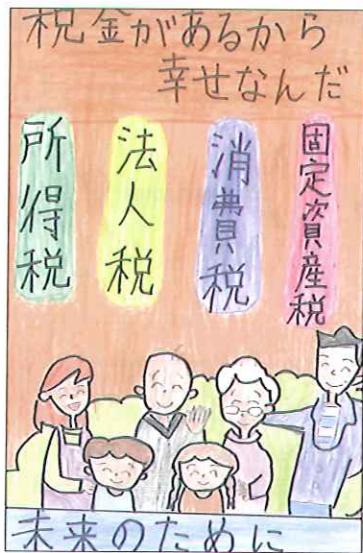
法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を
内税意識の向上と
支援し

企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

法人会の基本的指針

優秀賞



奨励賞

宮古市立宮古小学校

6年 菊池 健弘さん

山田町立船越小学校

6年 佐藤 心咲さん

宮古市立津軽石小学校

6年 下川 咲希さん

山田町立船越小学校

6年 荒川 千紗さん

宮古市立津軽石小学校

6年 土井 一真さん

岩泉町立有芸小学校

6年 吉田あいりさん

宮古市立田老第一小学校

6年 山本 篤來さん

岩泉町立有芸小学校

6年 工藤 千喜さん

宮古市立新里小学校

6年 小山田愛怜さん

岩泉町立小本小学校

6年 小成 翔さん

行動する法人会

「第37回法人会全国大会岩手大会」 オンライン開催

第37回法人会全国大会岩手大会が、令和3年10月7日(木)盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングを主会場に開催されました。昨年の開催予定がコロナ禍により延期されていたもので、まだその影響が残る状況にあることから、盛岡と東京(全法連会館)の2拠点同時配信による初のオンライン開催となりました。大会の様子はYouTubeでもライブ配信され、全国各地の多くの会員が視聴しました。「大会式典」では、小林栄三全法連会長(東法連会長)による主催者あいさつ、大鹿行宏国税庁長官らによる来賓あいさつがありました。また、飯野光彦全法連副会長(東法連副会長・北沢法人会会长)による「令和4年度税制改正に関する提言」の趣旨説明などが行われ、締めくくりとして、大会宣言が朗読されました。なお、式典に先立ち、アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長の大山健太郎氏による「ユーザーイン経営」をテーマに記念講演が行われました。令和4年度は千葉県で開催される予定です。



大会式典 岩手会場



開会の辞 高橋岩手県連会長



記念講演 大山健太郎 氏



宮古法人会では盛岡会場に運営スタッフとして2名の会員が参加するとともに、市内ホテルを会場に、全国大会の式典及び記念講演会をYouTubeにて式典・講演会を視聴しました。

管内の地方自治体の長等へ 令和4年度税制改正に関する提言書を提出

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



地元選出国会議員 (3.11.19)
鈴木 俊一 氏 秘書 佐々木 美由紀 氏 (写真左)



宮古市長 (3.11.19)
総務部長 若江 清隆 氏 (写真右)



宮古市議会議長 (3.11.19)
副議長 工藤 小百合 氏 (写真左)



山田町長 (3.11.22)
佐藤 信逸 氏 (写真左)



田野畑村長 (3.11.11)
佐々木 靖 氏 (写真左)

岩泉町長については公務多忙につき岩泉支部事務局が税務出納課総括室長 工藤健二氏に提言書を提出しました。(3.12.20)

提言活動実施者

【宮古地区】	会長	寺崎 勉
	税制委員長	斎藤 浩司
【山田支部】	支部長	山崎 淳一
【田野畑支部】	支部長	横田 雅明
【岩泉支部】	支部職員	富岡 勉

社会貢献活動



寄贈事業 寄贈式 河南中学校 (3.12.17)

宮古法人会では12月17日、宮古市立河南中学校(村田賢校長(写真中央))に屋外掲示板を寄贈しました。掲示板は、高さ3.2m、幅約1.5mの木製。上部に校名と校訓の「克己」の文字が刻まれています。デザインは佐々木寛社会貢献委員長(株佐々木建設会長)の考案。屋外掲示板の設置は同校で5校目。寺崎会長は「長く有効活用してもらえればうれしい」とあいさつし、村田賢校長に目録を手渡しました。村田校長からは「生徒だけでなく地域の方も通る場所。情報発信に役立てる」と感謝の言葉をいただきました。

法人会杯争奪卓球大会 (3.11.7)

第20回を数える宮古下閉伊オープンダブルス卓球大会が11月7日、宮古市民総合体育館で開催されました。昨年は新型コロナ感染症の影響により中止、2年ぶりの開催となりました。今年は感染対策を行いながら宮古下閉伊管内の選手のみの大会となりましたが、169名の選手が東京オリンピックにも負けない熱い戦いを繰り広げました。



会議・講演会・研修会

税務署長講話～税務署よもやま話～ (3.11.12 ホテル近江屋)



11月12日(木)税の週間(11/11～11/17)の事業として今年の7月10日付けの国税局定期人事異動で宮古税務署長に着任された潮見宏文氏から「税務署よもやま話」と題し講演をいただきました。その後、日渡一夫法人課税部門統括国税調査官によりインボイス制度に関する説明をいただきました。

青年部会活動

第35回「法人会青年の集い」佐賀大会（3.11.26～3.11.27）

「つなぐ維新のちから輝ける大切な未来へ」を大会スローガンに佐賀市文化会館イベントホールを会場に開催されました。今年の大会は新型コロナウイルス感染症拡大を考慮しオンライン方式で開催、佐藤隆一部会長以下5名がオンライン参加しました。

第25回「研修の集い気仙地区大会」（4.1.27）

新型コロナウイルス感染症拡大により昨年は中止となり2年ぶりの開催となりました。今年は気仙地区法人会青年部会が主管となりキャピタルホテル1000を主会場にオンライン方式で開催されました。令和4年度は宮古法人会が主管となり開催される予定です。

ゴルフ大会（3.12.18）

青年部会主管のゴルフ大会が、宮古カントリークラブで12名が参加し行われました。ゴルフ大会も新型コロナウイルス感染症の影響により2年ぶりの開催となりました。例年は、全会員に案内を出していましたが、今年は青年部会のみの縮小開催となりました。寒い時期でしたが、参加者一同汗をかきながら小さな声で「わあー」と叫んでいたようです。（コロナ対策？）



女性部会活動



第22回「特別研修の集い」一関地区大会 (3.10.27)

一関地区法人会女性部会主管の特別研修の集いがベリーノホテル一関で開催され、宮古法人会から及川桂子部会長以下5名が参加しました。講演の部では中尊寺破石晋照師と毛越寺南洞法玲師が「晋照と法玲のわくわく法話」と題し対談形式の講演が行われたほか紫津喜の会の皆様による踊りが披露されました。令和4年度は久慈法人会女性部会が主管となり開催される予定です。

税に関する絵はがきコンクール 審査会（4.1.28）

内外の審査員により宮古法人会会長賞、宮古税務署長賞、宮古法人会女性部会長賞等が審査され、後日、法人会事務局より入選者20名に賞状等、応募者全員に参加賞を贈呈させていただきました。



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

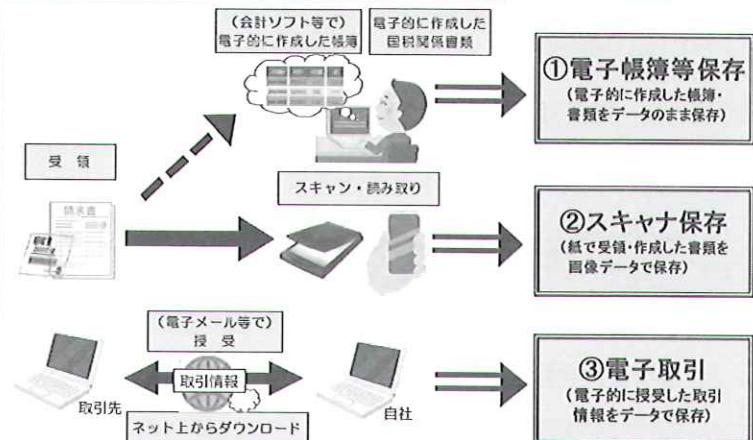
Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”的要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”的要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○ -
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○ -
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○ -
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○ ○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○ ○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> » 改正後、記録項目は <u>取引年月日、取引金額、取引先に限定</u>	○	○ -
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1 -
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1 -
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1 ○※2

※ 1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキヤナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※ 2 “優良”的要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～スキャナ保存(区分②)に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

(1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

(2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

(3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

(4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

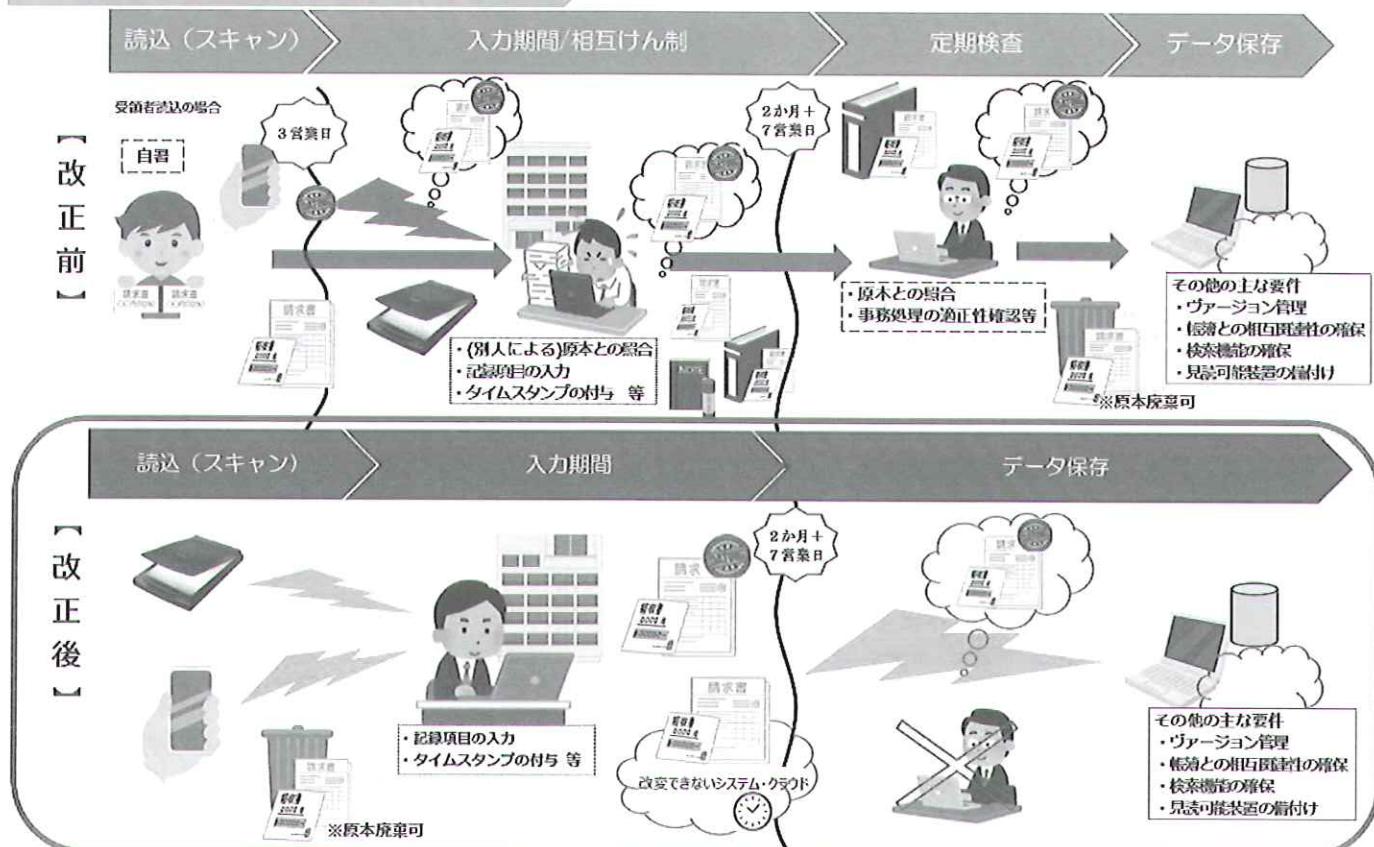
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？

また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となります。重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～電子取引(区分③)に関する改正事項～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間^(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注)「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用(注)

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(注) 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのためには必要な準備をお願いします。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

真実性の要件

- 以下の措置のいずれかを行うこと
- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
 - ② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
 - ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
 - ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

電子取引の保存要件

可視性の要件

保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、②③不要)保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に

掲載しています(改正分は隨時掲載していきます)。詳しくは、国税庁電子帳簿保存法で検索



国税庁

(法人番号 7000012050002)



令和3年度納税表彰式



宮古税務署長表彰受彰者

松本 龍児 氏 宮古法人会理事（写真左）

今年度の表彰式は中止となり、税を考える週間に、受彰者の自宅等への訪問等により贈呈が行われました。
(写真右 潮見宏文宮古税務署長)

宮古・下閉伊地区納税貯蓄組合連合会長表彰受彰者

（敬称略・順不同）

市町村名	納 税 貯 蓄 組 合 名	組 合 長 名
宮 古 市	日 影 第 三 納 税 貯 蓄 組 合	早 野 幸 雄
岩 泉 町	浅 不 動 納 税 貯 蓄 組 合	立 花 建 作
田 野 畠 村	千 丈 納 税 貯 蓄 組 合	畠 山 静 雄

栄えある受彰 おめでとうございます。

～法人会 会員募集中～

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

- * ビジネスにも役立つ多彩な出会いのチャンスを提供します。
- * 地域に密着した貢献活動で社会のお役に立っています。
- * 著名な講師による講演会やセミナーを開催しています。
- * 企業の人材育成や経営支援のための各種研修会を開催しています。
- * 会員企業だけでなく社員個人も利用できる福利厚生が揃っています。
- * 活動への参加が会員相互の絆を深め組織力を生み出す源となります。

是非！皆様のご加入をお待ちしております。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBA

イータックス
検索
www.e-tax.nta.go.jp